

広島県告示第五百二二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年六月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

七曲井原線

三 道路の区域

区 間	新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市神辺町大字三谷字天満二七三九番一地从先から 福山市神辺町大字三谷字天満二七三九番一地从先まで		四・七〇〇 二五・〇〇〇	三七・五〇〇 六二・五〇〇	六二・五〇〇	
	新		四〇・八〇〇		拡幅